

事業年度途中で役員が退職したケース etc

事前確定届出給与など、 税務調査で疑義が生じた事例

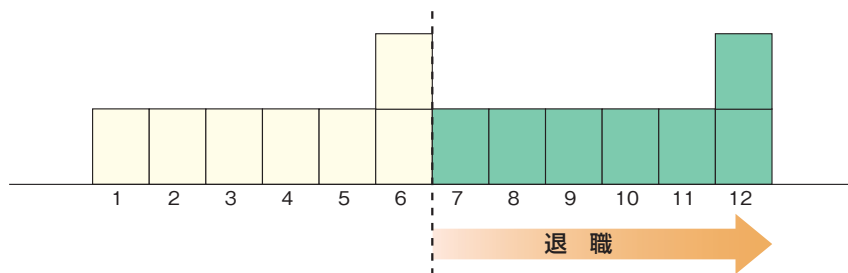
定期同額給与、事前確定届出給与など役員給与の支給に関しては、損金算入の可否を巡って、税務調査等の際に疑義が生じている模様だ。今回のスコープでは、課税当局内で問題とされた定期同額給与、事前確定届出給与の支給に関する事例を取り上げる。

ケース1 事業年度の途中で役員が退職した場合の事前確定届出給与

争点 事業年度の途中で役員が退職した結果、届出額と実際の支給額が異なった場合、6月の支給額は損金に算入されないこととなるか。

A社（12月決算）は、平成23年12月期に専務取締役Xに対して定期同額給与とは別に、平成23年6月と12月にそれぞれ100万円を賞与として支給するために税務署に事前確定届出給与に関する届出をした。しかし、Xから平成23年6月末をもって退職したい旨の申出があり、臨時株主総会で承認された。平成23年6月の事前確定届出給与は支給されている。Xが退職したことにより、12月の賞与100万円が支給されないこととなり、届出と内容が異なることとなったが、6月支給の100万円は損金不算入となるのか。

また、仮に12月の支給がなくなった旨の事前確定届出給与に関する変更届出がされていた場合は6月に支給された100万円は損金に算入されるのか。

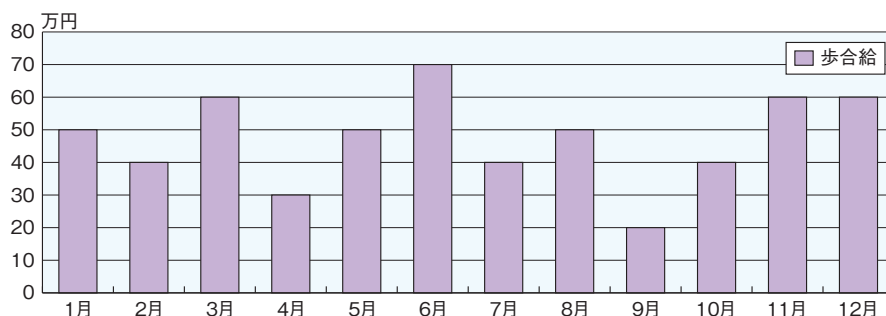


ケース2 役員に支給する歩合給の取扱い

争点 法基通9-2-12（定期同額給与の意義）で、あらかじめ定められた支給基準に基づいているが支給額が同額でない場合の定期同額給与の取扱い。

運送業を営むA社（12月決算）は、専務取締役Xに対して、月額固定給を支給せず、

月々の運送収入に応じた歩合給（支給基準はXに係る運送収入の5％）を役員給与として支給し、損金の額に算入していた。なお、支給時期は毎月25日。A社が専務取締役Xに支給した歩合給は、法34条に規定する定期同額給与として損金の額に算入することができるか。また損金の額に算入できない場合の金額はいくらとなるか。



ケース3 役員との業務委託契約に基づく対価の支払い

争点 代表者との業務契約に係る支給額は、役員給与となり、定期同額給与に該当するか。

A社は、クラブを経営している同族会社。定時株主総会で、代表者Xに対して、役員給与として毎月50万円を支給する旨定め、さらにA社は、Xとホステス業務契約を締結し、基本月額80万円および指名料を支払うこととした。A社は、当該契約に係る支給額についてホステス報酬として、役員給与の支給時に支給するが、役員給与に含めず全額費用計上している。なお、Xは、源氏名Yといい、実際にホステス業務を行っている。

Xは、個人の確定申告で、上記契約に係る収入を事業所得として申告している。他のホステス同様に、売上は責任回収性で、回収できない売上代金はXの負担となる。他のホステスは出勤日数で報酬額が変動するが、Xのみ基本月額を80万円と固定にしている。Xは、B店のホステスで一番の稼ぎ手であり、80万円は妥当な額とA社は判断した。

上記契約に係る支給額をどのように考えるか。

ケース4 定期同額給与の額を改定した場合

争点 法令69条1項1号の臨時改定における改定後最初の支給時期の前日までまたは事業年度終了の日までの支給額が同額であることの意義。

A法人（3月決算）は、親会社B社の100％子会社であり、A社の役員はすべてB社からの出向社員である。このたび多数ある親子会社間の役員報酬についての見直しが行われ、各社の足並みをそろえるため、2月に臨時総会を行い、新事業年度の4月分給与から役員報酬の増額を決定した。A社は、4月分給与は翌月5月に支給され、経理処理も同様に処理している。このような場合、定期同額給与に該当せず、損金不算入額が発生するか。